

## 議 事 概 要

### 1 代表者会議の開会について

- ・ 定例会中は、一般審査終了後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は、必要に応じて開会。

### 2 説明員の出席の取扱いについて

- ・ 申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが可能となっている。

### 3 委員会室における水の提供について

〔資料1「議場における飲料水の提供について」参照〕

- ・ 4月19日の議会運営委員会理事会において、資料1のとおり、議場における水の提供に関する取扱いが決定し、委員会についても本会議同様の取扱いとすることが決定されている。

### 4 委員会の所管事務に係る調査について

〔資料2「常任委員会の所管事務に係る調査について（通知）」参照〕

- ・ 3月5日に議会運営委員会委員長より各常任委員会委員長あてに以下の内容について通知。
  - ・ 常任委員会において所管事務に係る調査を積極的に実施すること
  - ・ 実施に当たっては、調査を一層充実させるため「参考人招致」、「知見の活用」及び「委員間討議」等の活用を基本とし、執行機関に出席を求める場合には、事務執行に配慮すること
- ・ この内容を踏まえ、本委員会における所管事務に係る調査について、各会派の意向聴取。

維新	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全国豊かな海づくり大会（令和8年度）について</li><li>・ 水産試験場の老朽化について</li><li>・ 中央卸売市場の統合について</li><li>・ 企業誘致について</li><li>・ 労働力不足の解消について</li></ul>
公明	現時点で具体的な項目はなし
民主	現時点で具体的な項目はなし

- ・ 調査項目の決定、実施方法などについて、後日改めて代表者会議で協議することで各会派了承。

### 5 本日の委員協議会について

〔資料3「環境産業労働常任委員協議会次第」参照〕

- ・ このあと 11時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。
- ・ 説明資料は、「府議会情報共有サイト」からモバイル端末にダウンロードのうえ、持参するよう依頼。